解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月十九日高松地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

香川県高松市屋島東町一六七六番地　東光寺

清算人　弁護士　山田　浩司

連絡先　高松市丸の内四番六号アラキビル二階－N　山田法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

宮崎県宮崎市田野町乙一〇八四三番地三

農事組合法人鷺瀬原茶業組合

清算人　田中　宏史

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月五日開催の総会の決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

愛知県豊川市末広通二丁目二八番地

レインボー桜ヶ丘管理組合法人

清算人　鈴木　和功

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により令和八年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

島根県仁多郡奥出雲町横田一〇六三番地一

医療法人社団　信愛会

清算人　藤原　卓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市小泉五丁目二四番地一〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　金井塚正良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番一号東和ビル四階埼玉総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　南木　ゆう

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市協和八六六番地、最後の住所埼玉県桶川市北二丁目二番一九号飛鳥井行寛方

被相続人　亡　田中　信之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二－一－一六浦和大熊ビル三階Ｃ浦和ふたば法律事務所

相続財産清算人　弁護士　堀　將三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区要町三丁目五番、最後の住所東京都豊島区要町三丁目五番二号

被相続人　亡　阿保美喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都千代田区麹町三丁目四番地麹町Ｋ－１１８ビル五階　富岡総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　富岡　武彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鳳珠郡穴水町字川島カノ六四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　三柳　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

石川県七尾市大手町五番地三坂口ビル二階

堀江重尊法律事務所

相続財産清算人　弁護士　堀江　重尊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県中野市大字安源寺九七八番地一、最後の住所長野県中野市大字安源寺九七八番地の一

被相続人　亡　樋口　雄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

長野県中野市西一丁目一－一　信州中野駅ビル三階　信州中野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　徳竹　一臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市白糸台六丁目三九番地の四、最後の住所静岡県三島市南田町三番七号サンクレスト南田町一〇二

被相続人　亡　井上　邦彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

静岡県三島市大社町五番六号鉤万ビル二階Ｂ号　内笹井法律事務所

相続財産清算人　弁護士　内笹井　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御殿場市川島田五三七番地、最後の住所静岡県御殿場市二枚橋三八番地の一四

被相続人　亡　赤座　七郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

静岡県沼津市三園町二番二九号　小川・重光法律事務所

相続財産清算人　弁護士　重光　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御殿場市二枚橋三八番地一四、最後の住所静岡県御殿場市二枚橋三八番地の一四

被相続人　亡　赤座　俊男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

静岡県沼津市三園町二番二九号　小川・重光法律事務所

相続財産清算人　弁護士　重光　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市南区浜田町三丁目一〇二番地三、最後の住所名古屋市南区浜田町三丁目一〇二番地の三

被相続人　亡　沓掛喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

名古屋市中区丸の内二丁目八番一一号セブン丸の内ビル七Ｂ武田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　武田　鉄平

第11期決算公告

令和８年４月21日

福島県喜多方市豊川町米室字古開142番地20

アイシンテック株式会社

代表取締役　増田　勇

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	635,689
	固定資産	1,994,757
	資産合計	2,630,446
負債及び純資産の部	流動負債	322,140
	固定負債	1,353,420
	株主資本	954,886
	資本金	3,000
	利益剰余金	951,886
	その他利益剰余金	951,886
	（うち当期純利益）	(141,533)
	負債・純資産合計	2,630,446